# 職員旅費規程

平成２７年４月１日施行
２０２５年　３月２７日変更

## 第１章　総則

（目的）
第１条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）の役職員が、広域機関の用務ために旅行するときに支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）
第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　国内旅行　本邦（本州、北海道、四国、九州、沖縄及びこれらに付属する島をいう。以下同じ。）における旅行をいう
二　外国旅行　本邦と外国（本邦以外の領域をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう
三　出張　役職員が広域機関の用務のため一時その勤務地（役職員の就業の場所をいう。以下同じ。）を離れて旅行することをいう
四　帰住　役職員が死亡した場合において、その役職員の扶養親族又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう
五　親族　役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう
六　扶養親族　役職員の親族で主として役職員の収入によって生計を維持している者をいう
七　遺族　役職員の親族及び役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう

（旅費の支給）
第３条 役職員が出張した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。
２　役職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。
一　役職員が出張のため国内旅行中に死亡した場合　当該役職員の遺族
二　役職員が死亡した場合において、当該役職員の遺族がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住した場合　当該遺族
三　職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合　当該役職員の遺族
３　この規程により旅費の支給を受けることのできる者が、その出発前に第４条第３項の規定により旅行命令を変更され、取り消され、又は死亡した場合において、当該出張のため既に支出した金額があるときは、その者に対しその金額のうち損失となった金額を旅費として支給することができる。
４　この規程により旅費の支給を受けることのできる者が、旅行中交通機関の事故、天災その他

自己の責に帰さない事由により概算払を受けた旅費（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合は、その者に対しその喪失した金額を支給することができる。

（旅行命令）

第４条 役職員の旅行は、別に定める旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

２　旅行命令権者は、自らその必要性を認める場合又は旅行者から広域機関の業務上の必要、天災その他やむを得ない事情による変更の申請があった場合には、既に発した旅行命令を変更することができる。

３　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、旅行日、目的及び旅行先を記録しなければならない。

（旅費の計算）

第５条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

２　旅費は、原則として、勤務地を発着地として計算する。

３　旅行者の住所又は居所が出張経路上にある場合であって、その住所又は居所から旅行する場合には、旅費は、その旅行の実際に要した額により計算する。

（旅費の請求及び清算手続き等）

第６条 旅費の支給を受けようとする旅行者又は概算払による旅費の支給を受けた旅行者であって、その旅費の清算をしようとする旅行者は、旅費の計算に必要な書類を提出しなければならない。

２　概算払による旅費の支給を受けた旅行者は、当該出張の完了した翌日から起算して２週間以内に旅費の清算をしなければならない。

## 第２章　国内旅費

（国内旅費の項目）

第７条 国内旅行の旅費（以下「国内旅費」という。）は、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等、日当及び宿泊料とする。

（鉄道運賃）

第８条 鉄道運賃の額は、別表１の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分による。なお、急行料金、特別車両料金及び指定座席料金の支給については、次の各号に定めるところによる。

一　急行料金を要する線路による旅行のときは、旅客運賃のほか、次の一に該当する場合に限り急行料金を支給する

イ　普通急行列車を運行する線路による旅行で片道５０キロメートル以上ある場合

ロ　特別急行列車を運行する線路による旅行で片道１００キロメートル以上ある場合

二　特別車両料金を要する線路による旅行のときは、旅客運賃及び急行料金のほか、特別車両料金を支給する

三　座席指定料金を要する線路による旅行のときは、旅客運賃、急行料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金を支給する。ただし、支給については特別急行列車または普通急行列車を運行する線路による旅行で片道１００キロメートル以上ある場合に限る

（船舶運賃）

第９条 船舶運賃の額は、別表１の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分による。なお、寝台料金、特別客室料金及び座席指定料金の支給については、次の各号に定めるところによる。

一　用務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には旅客運賃のほか、寝台料金を支給する

二　特別船室料金を要する船舶を運行する航路による旅行のときは、旅客運賃及び寝台料金のほか、特別船室料金を支給する

三　指定座席料金を要する船舶を運行する航路による旅行のときは、旅客運賃、寝台運賃及び特別船室料金のほか、指定座席料金を支給する

（航空運賃）

第１０条　航空運賃の額は、別表１の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分による。

（バス運賃等）

第１１条　バス運賃等の額は、別表１に掲げる額とする。

（日当）

第１２条　国内旅費のうち日当の額は、別表２に掲げる額とする。

２　鉄道１００キロメートル未満、水路５０キロメートル又は陸路２５キロメートル未満の旅行で在勤地（勤務事務所から８キロメートル以内の地域）外において引き続き５時間以上用務を行う必要がある場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、定額の２分の１に相当する額とする。

３　鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道４キロメートル、水路２キロメートルをもってそれぞれ陸路１キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

（宿泊料）

第１３条　国内旅費のうち宿泊料の額は、別表２に掲げる額とする。

２　宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

（遺族の旅費）

第１４条　第３条第２項第１号の規定により支給する旅費は、死亡地から勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。

２　遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第２条第１項第５号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

３　第３条第２項第２号の規定により支給する旅費は、次の各号により計算した居住地から帰住地までの鉄道運賃、船舶運賃及びバス運賃等とする（死亡した日における年齢により計算）。

一　１２歳以上の者　帰住の際における役職員相当の鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等

二　１２歳未満６歳以上　前号に規定する額の２分の１に相当する額

三　６歳未満　６歳未満の者を３人以上随伴するときは、２人を超える者ごとにその帰住の際における役職員相当の鉄道運賃および船舶運賃の２分の１に相当する額

## 第３章　外国旅費

（外国旅費の項目）

第１５条　外国旅行の旅費（以下「外国旅費」という。）は、鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等、日当、宿泊料及び旅行雑費とする。

（鉄道運賃）

第１６条　鉄道運賃の額は、別表３の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分による。なお、急行料金、寝台料金及び座席指定料金の支給については、次の各号に定めるところによる。

一　用務の必要により、別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には旅客運賃のほか、急行料金又は寝台料金を支給する

二　座席指定料金を要する線路による旅行のときは、旅客運賃、急行料金及び寝台料金のほか、座席指定料金を支給する

（船舶運賃）

第１７条　船舶運賃の額は、別表３の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分による。なお、寝台料金及び特別船室料金の支給については、次の各号に定めるところによる。

一　用務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には旅客運賃のほか、寝台料金を支給する

二　特別船室料金を要する船舶を運行する航路による旅行のときは、旅客運賃及び寝台料金のほか、特別船室料金を支給する

（航空運賃）

第１８条　航空運賃の額は、別表３の運賃及び階級欄に掲げる運賃及び階級の区分による。

（バス運賃等）

第１９条　バス運賃等の額は、別表３に掲げる額とする。

（日当及び宿泊料）

第２０条　外国旅費のうち日当及び宿泊料の額は、別表４に掲げる額とする。

２　前項の規定にかかわらず、鉄道の寝台料金が支給される場合の宿泊料の額は、別表４に定める宿泊料の額の１０分の７に相当する額とする。
３　第１２条第２項及び第３項、第１３条第２項の規定は、外国旅行の場合の日当及び宿泊料について準用する。

（旅行雑費）
第２１条　旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨の交換料並びに入出国税の実費額とする。

（死亡手当）
第２２条　死亡手当の額は、第３条第２項第３号の規定に該当する場合には、別表５に掲げる額とする。

第５章　雑則

（旅費の調整等）
第２３条　旅行命令権者は、旅行者がこの規程に定める旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合及びこの規程に定める旅費を支出することが不適当である場合には旅費を調整することができる。

附　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（２０２５年３月２７日）
（施行期日）
第１条　この規程は、２０２５年４月１日から施行する。

別表 1

国内旅費（鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃及びバス運賃等）

<table>
<tr><th colspan="2">運賃及び階級</th><th>役員</th><th>職員（6 級以上）</th><th>職員（5 級以下）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">鉄道運賃</td><td>旅客運賃</td><td colspan="3">利用に要する運賃</td></tr>
<tr><td rowspan="3">特別料金</td><td colspan="3">特別急行料金・急行料金</td></tr>
<tr><td colspan="3">座席指定料金</td></tr>
<tr><td>特別車両料金</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">船舶運賃</td><td>3 階級</td><td>上級の運賃</td><td colspan="2">中級の運賃</td></tr>
<tr><td>2 階級</td><td>上級の運賃</td><td colspan="2">下級の運賃</td></tr>
<tr><td>階級なし</td><td colspan="3">利用に要する運賃</td></tr>
<tr><td rowspan="3">特別料金</td><td>特別船室料金</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">座席指定料金</td></tr>
<tr><td colspan="3">寝台料金</td></tr>
<tr><td rowspan="2">航空運賃</td><td>2 階級</td><td>上級の運賃</td><td colspan="2">下級の運賃</td></tr>
<tr><td>階級なし</td><td colspan="3">利用に要する運賃</td></tr>
<tr><td colspan="2">バス運賃等</td><td colspan="3">利用に要する運賃</td></tr>
</table>

別表 2

国内旅費（日当及び宿泊料）

| 区分 | 日当（1 日につき） | 宿泊料（一夜につき） | |
|---|---|---|---|
| | | 甲地方 | 乙地方 |
| 役員 | 3,000 円 | 14,800 円 | 13,300 円 |
| 職員（6 級以上） | 2,600 円 | 13,100 円 | 11,800 円 |
| 職員（5 級以下） | 2,200 円 | 10,900 円 | 9,800 円 |

※甲地方：さいたま市、千葉市、東京特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

別表 3

外国旅費（鉄道運賃, 船舶運賃, 航空運賃及びバス運賃等）

<table>
<tr><th colspan="3">運賃及び階級</th><th>理事長</th><th>理事</th><th>職員（6 級以上）</th><th>職員（5 級以下）</th></tr>
<tr><td rowspan="6">鉄道運賃</td><td colspan="2">3 階級以上</td><td colspan="3">最上級の運賃</td><td>最上級の直近下位の運賃</td></tr>
<tr><td colspan="2">2 階級</td><td colspan="4">上級の運賃</td></tr>
<tr><td colspan="2">階級なし</td><td colspan="4">利用に要する運賃</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">特別料金</td><td colspan="4">急行料金</td></tr>
<tr><td colspan="4">寝台料金</td></tr>
<tr><td colspan="4">座席指定料金</td></tr>
<tr><td rowspan="7">船舶運賃</td><td colspan="2">2 階級</td><td colspan="4">最上級の運賃</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区分する場合<br>更に二以上に<br>最上級の運賃を</td><td>4 階級以上</td><td colspan="3">最上級の直近下位の運賃</td><td>最上級の直近下位の<br>直近下位の運賃</td></tr>
<tr><td>3 階級</td><td colspan="3">中級の運賃</td><td>下級の運賃</td></tr>
<tr><td>2 階級</td><td colspan="4">下級の運賃</td></tr>
<tr><td colspan="2">階級なし</td><td colspan="4">利用に要する運賃</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特別料金</td><td colspan="3">特別船室料金</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">寝台料金</td></tr>
<tr><td rowspan="3">航空運賃</td><td colspan="2">3 階級以上</td><td>最上級の運賃</td><td colspan="2">最上級の直近下位の運賃</td><td>最上級の直近下位の<br>直近下位の運賃</td></tr>
<tr><td colspan="2">2 階級</td><td colspan="3">上級の運賃</td><td>下級の運賃</td></tr>
<tr><td colspan="2">階級なし</td><td colspan="4">利用に要する運賃</td></tr>
<tr><td colspan="3">バス運賃等</td><td colspan="4">利用に要する運賃</td></tr>
</table>

別表 4

外国旅費（日当及び宿泊料）

| 区分 | 日当（一日につき） | | | | 宿泊料（一夜につき） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 |
| 役員 | 8, 300 円 | 7, 000 円 | 5, 600 円 | 5, 100 円 | 25, 700 円 | 21, 500 円 | 17, 200 円 | 15, 500 円 |
| 職員（6 級以上） | 7, 200 円 | 6, 200 円 | 5, 000 円 | 4, 500 円 | 22, 500 円 | 18, 800 円 | 15, 100 円 | 13, 500 円 |
| 職員（5 級以下） | 6, 200 円 | 5, 200 円 | 4, 200 円 | 3, 800 円 | 19, 300 円 | 16, 100 円 | 12, 900 円 | 11, 600 円 |

※指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。

別表 5

死亡手当

| 区分 | 金額 |
| --- | --- |
| 役員 | 640,000 円 |
| 職員（6 級以上） | 520,000 円 |
| 職員（5 級以下） | 460,000 円 |